

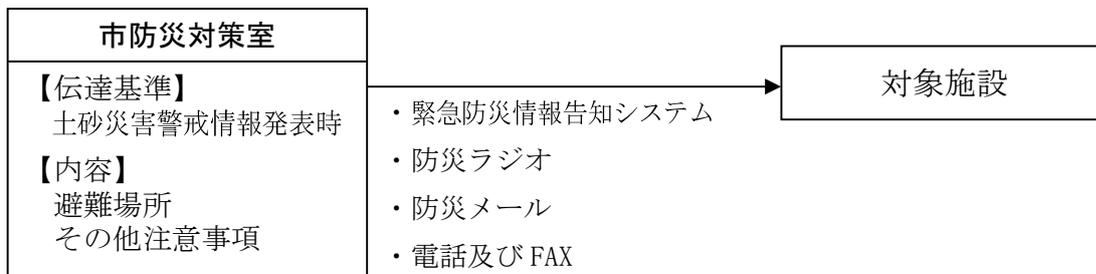
(イ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第4項に定める災害時要配慮者利用施設

1. 対象施設

施設名	所在地	連絡先	対象となる土砂災害 (特別)警戒区域名	避難場所
グループホーム ひと息	赤浦町力部 34 番地	53-6336	(急) II -274070 赤浦 5 号	西湊地区 コミュニティセンター
青山彩光苑 ワークセンター田鶴浜	吉田町昭 6-1	68-3112	(土) I -10589 赤倉谷	田鶴浜地区 コミュニティセンター
石崎小学校	石崎町子 40 番地	62-2072	(急) I -174240 石崎 1 号	石崎小学校 (ランチルーム)
中島中学校	中島町中島甲 170 番地	66-0029	(地) I -208 岡	中島体育館

※(急)・・・急傾斜の崩壊 (土)・・・土石流 (地)・・・地滑り

2. 伝達基準及び方法



【参考：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項